

提出された意見等及びそれに対する市の考え方

「えびの市人権教育・啓発推進方針（案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。

お寄せいただいたご意見の内容（要旨）及びそれに対する市の考え方を掲載しています。

- 1 案件名 えびの市人権教育・啓発推進方針（案）
- 2 募集期間 平成25年1月18日～平成25年2月18日
- 3 意見等提出件数 3件（1人）
- 4 意見等の内容と市の考え方

意見等の内容（要旨）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none">・人権＝憲法の理解をえびの市民が本当に深めればえびの市民の自殺が減ると私は確信しています。えびの市民の生きる権利を日本国憲法が保障しています。・日本国憲法を基本として人権教育をやらねばなりません。・えびの市民に本当の人権を教えれば、日本一の自殺率のえびの市が改善されると思います。 <p>失業しても、病気になっても、障害があっても、えびの市で生きられます。</p> <p>本当の人権をえびの市民に教えてください。</p>	<p>本市では、これまでも市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせるまちをめざし人権教育及び人権啓発に取り組んでまいりました。</p> <p>本方針は、日本国憲法の基本理念を踏まえたものであり、今後も本方針を基に人権教育・啓発を推進してまいります。また、一人ひとりの日常生活に人権を尊重する考えや行動が根づくことをめざして家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じて、人権に関する学習の場の提供や啓発活動を市民と協働して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>